

パストラルびゅう桂台
建築協定・緑地協定 設計審査手続きの流れ

パストラルびゅう桂台の建築・緑地協定区域内において建築物の新築・増改築を行う場合は、同協定の基準に適合していることを確認するため、事前に以下の設計審査の手続きが必要になります。

- ① 住宅建設計画承諾願及び設計図書等の必要書類を、設計審査料とともに建築・緑地協定委員会が設計審査業務を委託している不二設計事務所へ提出する。

【必要書類】

- ア. 住宅建設計画承諾願・承諾書（※様式第１） 各２部（ファイルで提出）
- イ. 計画地位置図（建築協定区域図に明記）
- ウ. 敷地写真 ２枚以上（敷地図に写真方向明記）
- エ. 配置図に高さを明記したもの・敷地回りの展開図（フェンス等）
- オ. 確認申請図面一式

【設計審査料】 １０，０００円 （預り証発行）

【提出先】 ※ 設計審査業務委託先

不二設計事務所

〒４０９－０１２１

上野原市四方津９９１－３

０９０－７８１６－７５１６（浅川所長）

０５５４－６２－３５６０



この間２週間程度

- ② 上記①の回答として「住宅建設計画承諾書」（※様式第２）を受領する。
- ③ 建築確認申請書類に上記②「住宅建設計画承諾書」を添付し、大月市へ提出する。

殿

氏名

印

建築物の用途：

		規制項目	チェック項目	確認欄
建築協定	敷地 第7条(1)	区画を細分割してはならない。(イ)	細分化していない	
		地盤面を変更してはならない。(ロ) ただし、出入口及び車庫等の築造や植栽の客土、建築物の基礎工事に伴う発生土の敷き均し等による若干の地盤面の変更にあつてはこの限りではない。	基礎工事等の発生土の敷き均し ＞ m	
		土留めブロックを設置し盛土を施してはならない。(ハ) ただし、安全の確保及び装飾を目的とした幅3m未満の狭小なもので、協定区域に調和したものはこの限りではない。	ブロックを設置し盛土を施していない	
		別紙図面で表示した幹線道路に面して車の出入口を設けてはならない。(ニ)	車の出入口は設けていない	
		既設の擁壁の増し積み及びはね出しはしてはならない。(ホ)	増し積み及びはね出しなし	
	外壁後退 第7条(2)	外壁又はこれに代わる柱の面からの後退距離は1m以上。	≦ m	
	用途制限 第7条(3)	専用住宅(イ) 兼用住宅(ロ) 診療所(ハ) 附属車庫及び物置(二)	専用住宅、兼用住宅 診療所、附属車庫及び物置	
	最高の高さ 第7条(4)	最高の高さは地盤面から10m以下。	≧ m	
	軒の高さ 第7条(5)	軒の高さは地盤面から7m以下。	≧ m	
	屋根の形 第7条(6)	切妻・寄棟・方形・片流れ		
勾配4寸以上。		≦ m		
外壁の色 第7条(7)	原色等の刺激的な色を避けて、協定区域の環境に調和したものとする。	色		
外構 第7条(8)	道路境界沿いには、門扉、塀、柵並びにカーポート用門扉等の設置禁止。			
	隣地境界に沿って柵を設ける場合は高さ1.2m以下の開放的で透視可能なものとする。	≧ m		
屋外広告物 第7条(9)	屋外広告物、屋外アンテナ等(小型パラボラアンテナを除く)の築造設置禁止。委員会の許可を受けたものを除く。	≧ m		
緑地協定	緑化に関する事項 第7条(1)	幹線道路沿いの区画には、生垣(高1.5m以下)またはこれに類する植栽を設ける。		
	同上 第7条(2)	宅地内の道路に面する宅地部分には中木を3本以上植える。	≦ m	

年 月 日

パストラルびゅう桂台建築・緑地協定運営委員会

委 員 長 印

パストラルびゅう桂台 住宅建設計画承諾書

年 月 日付で届出のあったパストラルびゅう桂台住宅建設計画承諾願については「パストラルびゅう桂台第 区建築協定書」及び「パストラルびゅう桂台第 区緑地協定書」に下記のとおり適合していることを確認しましたので承諾します。

計画場所 : 山梨県大月市猿橋町桂台 丁目 番

工事の種類 :

建築物の用途 :

		規制項目	チェック項目	確認欄
建築協定	敷地 第 7 条(1)	区画を細分割してはならない。(イ)	細分化していない	
		地盤面を変更してはならない。(ロ) ただし、出入口及び車庫等の築造や植栽の客土、建築物の基礎工事に伴う発生土の敷き均し等による若干の地盤面の変更にあつてはこの限りではない。	基礎工事等の発生土の敷き均し > m	
		土留めブロックを設置し盛土を施してはならない。(ハ) ただし、安全の確保及び装飾を目的とした幅 3 m 未満の狭小なもので、協定区域に調和したものはこの限りではない。	ブロックを設置し盛土を施していない	
		別紙図面で表示した幹線道路に面して車の出入口を設けてはならない。(二)	車の出入口は設けていない	
		既設の擁壁の増し積み及びはね出しはしてはならない。(ホ)	増し積み及びはね出しなし	
	外壁後退 第 7 条(2)	外壁又はこれに代わる柱の面からの後退距離は 1 m 以上。	≤ m	
	用途制限 第 7 条(3)	専用住宅 (イ) 兼用住宅 (ロ) 診療所 (ハ) 附属車庫及び物置 (二)	専用住宅、兼用住宅 診療所、附属車庫及び物置	
	最高の高さ 第 7 条(4)	最高の高さは地盤面から 1 0 m 以下。	≥ m	
	軒の高さ 第 7 条(5)	軒の高さは地盤面から 7 m 以下。	≥ m	
	屋根の形 第 7 条(6)	切妻・寄棟・方形・片流れ		
		勾配 4 寸以上。	≤ m	
	外壁の色 第 7 条(7)	原色等の刺激的な色を避けて、協定区域の環境に調和したものとする。	色	
	外構 第 7 条(8)	道路境界沿いには、門扉、塀、柵並びにカーポート用門扉等の設置禁止。		
		隣地境界に沿って柵を設ける場合は高さ 1. 2 m 以下の開放的で透視可能なものとする。	≥ m	
	屋外広告物 第 7 条(9)	屋外広告物、屋外アンテナ等（小型パラボラアンテナを除く）の築造設置禁止。委員会の許可を受けたものを除く。	≥ m	
緑地協定	緑化に関する事項 第 7 条(1)	幹線道路沿いの区画には、生垣（高 1. 5 m 以下）またはこれに類する植栽を設ける。		
	同上 第 7 条(2)	宅地内の道路に面する宅地部分には中木を 3 本以上植える。	≤ m	